

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は公私とも大変お忙しいところ、そして収穫の秋でございます皆様大変お忙しいところ、会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、欠席の届出でございますが、13番、高橋勝範委員、14番、田村誠市委員、23番、信田浩則委員から出ております。

次に、議案の訂正のほうをお願いいたします。

お配りしております議案書の18ページ、こちらで訂正の印はしておりますけれども、議案書の18ページ、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」の案件11番でございますが、譲渡人の〇〇〇〇さんがお亡くなりになったため取り下げとなります。取り下げという表示をしているはずでございますが、念のためお知らせいたします。本日の総会の案件からは除かれますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、ただいまから第4回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時 開会)

事務局長

会長からご挨拶をお願いします。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回9月9日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております「第4回総会までの業務報告書」をご覧ください。

初めに、9月8日ですが、総会の開会前に広報専門委員会を開催しまして、10月1日発行の農業委員会だより第19号の内容につきましてご協議いただいております。

そして、同じく9月9日ですが、第3回農業委員会総会を神岡農村環境改善センターにおいて、委員24名、招集した推進委員が2名、ほかに2名に出席をいただきまして開催しております。

そして、9月11日には、令和2年度の地区別市町村農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議と、令和2年度第2回県南地区農業委員会会長会総会を湯沢グランドホテルで開催しております。

その他につきましては資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、7番、伊藤裕樹委員、8番、茂木靖雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

議 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長	質疑ないようですので、これより採決いたします。 議案第1号、案件1番から5番と8番から10番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号、案件1番から5番と8番から10番の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和2年10月7日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	

12ページ、1番をご覧ください。

位置図、平面図につきましては、資料1、2ページになります。

特定建築条件付土地の宅地造成に関わっての案件になります。

転用する農地は、大仙市花館〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。

譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇さんです。

申請理由につきましては、申請地は国道13号や大曲駅に近く、また、商業施設も多く、住環境に優れていることから需要が見込めるとして、特定建築条件付土地の宅地造成を計画したものであります。

売買価格については、総額〇〇〇〇円、1平方メートル当たりでは〇〇〇〇〇円となっております。農地転用における立地基準につきましては、申請地は宅地化が進んでおり、大曲駅から500メートル以内に位置することから、農地法施行規則第45条第2項に規定する第2種農地と考えられます。

第2種農地は、他の宅地などの土地や第3種農地が売買で許可できることとなっており、許可基準を満たしていると判断いたしました。また一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断しました。

12ページ2番と13ページ3番は、関連がありますので、一括でご説明します。

資料は3ページ、4ページとなります。

砂利採取事業のために一時転用するものであります。

初めに、2番です。

農地の所在は、下鶯野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートルほか、田5筆、計、田6筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。

貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。砂利採取地として使用される1平方メートル当たりの賃借料は〇〇〇円です。

次に、13ページ、3番です。

農地の所在は、下鶯野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートルほか、田1筆、計、田2筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。

貸付人は、2番と同じく〇〇〇〇さんです。表土置場として使用される1平方メートル当たりの賃借料は〇〇〇円です。

菅原委員 やってもらうことは非常に委員会としてもいいわけですがけれども、やはり今後、農業委員会としてもその内容を見極めていく必要、注視していく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ほかにありませんか。

足達委員 22番の足達です。
今の事務局からの回答ですがけれども、新しい経営要件といひますか、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんのほうの要件が整ったので、今回受けるというふうな話ですがけれども、どういふ要件なのでしょう。もしお分りでしたらお願ひします。

参 与 前の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の負債があつたりして経営ができなくなったということで、弁護士や、県や、振興局から入って、負債整理の形を協議しまして、新しい会社を、同じ名前ですがけれども、設立するという運びになりました。再度、古い〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から新しい〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に全てのものを移管して、新会社として設立しこれから経営をしていくということで、会議を持ったりして要件が、前の会社としての負債は引き継いでいるかちょっと分からないんですけれども、引き継いでいないことになってはおりますので、新会社として新しい〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が設立されたと思っております。

足達委員 今の説明では負債整理が整ったというか、負債は引き継いでいないよだという話ですがけれども、やはりそういう点は、新会社にして過去の負債を全て整理して新しく出発するんだと。この後どういふ経営になつても、それから新しい面積を請け負うことになつても経営は大丈夫だというふうな保障がないとなかなか難しいかなと思ひます。
今の説明では、ちょっと不明な点もありますけれども、そういった点、例えば菅原会長代理も話したとおり、このあと注視していかなければならないと思ひますけれども、こういう許可に当たっては、負債整理どうなつたのか、ちゃんと整理終わって、新しい会社とはいえ、一からスタートするんだという、代表者だけ代わっただけではずっと同じだと思ひます。そういう意味では、十分、注意といひますか、注視しながら進めていただきたいと思ひます。

議 長 ほかにありませんか。伊藤委員。

伊藤委員 今の足達委員に対して、そこまで農業委員会で個人の会社とかそういうのに突っ込んでいいものなのかどうか。周りに噂がぱつと広がっていきますよ。やっぱり周りの目というものがあるわけですから、そのあたりの配慮が必要だと思ひます。

議 長 ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。
議案第3号の案件1番から44番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第3号、案件1番から44番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定

しました。

議 長 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。

事務局長 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和2年10月7日提出
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局より報告願います。

参 事

37ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称・代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市豊川字囀ノ内28番地1、株式会社かける、代表取締役、高橋翔
以上、1法人からの報告がありました。

詳細につきましては、38ページから40ページをご覧ください。

結果、この法人は農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長 報告第1号について、ご質問はありませんか。
(発言の声なし)

議 長 なければ、次に報告第2号の「農業委員会だより第19号について」広報委員長より報告願います。

茂木委員 それでは報告します。
農業委員会だより第19号の発行について報告いたします。
去る8月31日、それから9月9日に広報専門委員会を開催し、掲載内容について協議・検討いたしました。委員の皆様の見解や要望などを聞き取りながら、慎重に検討し協議を重ねた結果、新しい体制となった大仙市農業委員会の紹介を主に、このとおり完成しましたのでご報告をいたします。
なお、この農業委員会だより第19号は、10月1日発行の「広報だいせん」と一緒に市内全戸に配布されております。また、大仙市のホームページにも掲載し、広く閲覧できることとしております。
今後も紙面の充実を図っていきたいと思いますので、農業委員、推進委員の皆様からの情報提供とご協力をお願いします。
なお、大変申し訳ございませんが、記事の訂正がございます。
表紙中の「召集」という文字が使われていますが、正しくは手への「招集」が正しい表現でありまして、訂正してお詫び申し上げます。大仙市ホームページ及び次回
の農業委員会だより第20号で訂正のお知らせをする予定であります。
以上、ご報告といたします。

議 長 報告第2号について、ご質問はありませんか。
(発言の声なし)

議 長 なければ、以上、報告といたします。

議 長

これで本日の日程は全て終了しました。
そのほかについて、事務局のほうから何かございませんか。

主 幹

事務局の高橋ですが、私のほうから幾つかご説明させていただきたいと思います。
まず初めに、先日送付しました「農業委員会組織による令和2年7月豪雨災害義援金の募集について」という通知についてですが、毎回同様、大仙市農業委員会としてまとめて送金したいと思いますので、よろしく願いいたします。
義援金の金額は、1人1口1,000円となっております。後日、事務局並びに各分室の職員が義援金の取りまとめを行いますので、よろしく願いいたします。
続いて、同じく先日送付しました「総会並びに議案書等の基準について」についてですが、一部に修正・訂正箇所がありましたので、本日改めまして配付いたしました。
これは、第1回総会時に委員の方から要望がございましたので、事務局で作成したものでございます。
内容につきましては、総会に関する各種の決まり事や議案書に関する各種の決まり事を記載したものでございますので、参考にしていただければと思います。
次に、本日お配りしました「令和2年度秋田県農業委員会大会の提出議案に対する意見について」ですが、何かご意見等がある方は、10月13日までに事務局のほうへご連絡願います。
次に、資料はお配りしておりませんが、11月2日に開催予定の「令和2年度秋田県農業委員会大会の参加者数の制限について」ご説明いたします。
先日、秋田県農業委員会事務局より、コロナ禍での開催を考慮いたしまして、今年度の農業委員会大会の参加者数を制限する旨の連絡がございました。その連絡によりますと、大仙市からの参加者数は、農業委員、推進委員、事務局、全部合わせまして37名までとしますとのことでした。
そこで、各地域の農業委員、推進委員の人数を案分調整しまして、各地域の参加者数を決めたいと思いますので、ご了解願います。
案分調整した結果、各地域の参加者数は次のようになります。
大曲地域からは8名、神岡地域から3名、西仙北地域から5名、中仙地域から8名、協和地域から3名、南外地域から3名、仙北地域から3名、太田地域から3名、事務局から1名、合計37名となります。
なお、事務局につきましては、各分室の職員も複数名同行いたします。ただし、会場に入れるかどうか今のところ分かりません。もし会場に入れない場合は、会場の外で待機する形となります。
後日、事務局や各分室の職員が参加者の取りまとめを行いますので、どうかよろしく願いいたします。
私のほうからは以上です。

事務局長

すみません、私のほうからも1つお願いいたします。
本日配付しました「農業政策に関する要望（案）」という資料でございます。これは都市農業委員会会長会のほうで作成したもので、県知事宛てに対する要望書の案でございます。
前回の総会で会長に触れていただきましたけれども、県知事に出す要望書をこのような形で出しますということで、皆様にお知らせいたします。
次に、前回の総会でもご協議いただきました、本日欠席でございますが、田村委員からの要望でございますが、この件に関しましては、今後も引き続き役員会等で協議しながら結論を得ていきたいというふうに考えてございますので、いましばらくちょっとお待ちくださいということで、よろしく願いいたします。
以上でございます。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。

議 長

(発言の声なし)

ないようですので、以上をもちまして第4回の大仙市農業委員総会を閉会します。
本日はご苦労さんでした。

(午前9時53分 閉会)